

## 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の改正について

法律名	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律
公布日	平成26年5月14日
施行日	一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（平成28年4月1日）
公布された法律のあらまし	<p>1 趣旨・目的          地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、退職管理の適正を確保するため、再就職者による依頼等の規制の導入等を行うもの。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 能力及び実績に基づく人事管理の徹底</p> <p>① 任命権者は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で、人事評価を定期的に行うこととし、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する。</p> <p>② 職務給原則を徹底するため、地方公共団体は、給与に関する条例において等級別基準職務表を定め、等級及び職務上の段階ごとに職員数を公表する。</p> <p>(2) 退職管理の適正の確保</p> <p>① 離職後に営利企業等の地位に就いた職員が、地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等が関係する契約又は処分であって離職前に関係していた職務に属するもの等に関して働きかけを行うことを規制する。</p> <p>② 地方公共団体は、国家公務員法における退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずる。</p> <p>(3) 特定地方独立行政法人の役職員について、原則として、地方公務員と同様の措置を講ずる。</p>
地方公共団体の事務への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならないこととされた。（要旨（1）①関係）</li> <li>○ 給与に関する条例について、等級別基準職務表を定める等の整備が必要となった。（要旨（1）②関係）</li> <li>○ 任命権者は、等級及び職務上の段階ごとに職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならないこととされた。地方公共団体の長は、毎年、任命権者からの報告を取りまとめ、公表しなければならないこととされた。（要旨（1）②関係）</li> <li>○ 退職管理の適正の確保に関し、条例・地方公共団体の規則や人事委員会規則・公平委員会規則の整備が必要となった。（要旨（2）関係）</li> </ul>

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案

目次

第一章・第二章	(略)
第三章	職員に適用される基準
第一節・第二節	(略)
第三節	人事評価(第二十三条—第二十三条の四)
第四節	(第五節)(略)
第六節の二	服務(第三十条—第三十八条)
第六節	退職管理(第三十八条の二—第三十八 条の七)

第七節	研修(第三十九条・第四十条)
第八節	第九節(略)
第四章	(略)
第五章	罰則(第六十条—第六十五条)
附則	

第七節	研修及び勤務成績の評定(第三十九条・第 四十条)
第八節	第九節(略)
第四章	(略)
第五章	罰則(第六十条—第六十二条)
附則	

現行

目次

第一章・第二章	(略)
第三章	職員に適用される基準
第一節・第二節	(略)
第三節	職階制(第二十三条)
第四節	(第五節)(略)
第六節	服務(第三十条—第三十八条)

第七節	研修及び勤務成績の評定(第三十九条・第 四十条)
第八節	第九節(略)
第四章	(略)
第五章	罰則(第六十条—第六十二条)
附則	

（この法律の目的）  
第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する事項

（この法律の目的）  
第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政

第二十三条の四 人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができる。

(新設)

#### 第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)  
第二十四条 (略)

(削る)

5| (略) 4| (略) 3| (略) 2| (略)

(給与に関する条例及び給与の支給)  
第二十五条 職員の給与は、前条第五項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならず。また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。  
(略)  
3 2 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

#### 第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)  
第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

3| 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。  
4| 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対しても給与を受けてはならない。  
5| 職員の勤務時間その他の職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。  
6| 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給与に関する条例及び給料額の決定)  
第二十五条 職員の給与は、前条第六項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならず。又、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。  
(略)  
3 2 給与に関する条例には、次の事項を規定するものとする。  
給与に関する条例には、次の事項を規定するものと